

# 令和5年度 事業計画

荒川区立東日暮里在宅高齢者  
通所サービスセンター  
荒川区東日暮里3-8-16

## 1. 目的

要介護状態または要支援状態にある高齢者に適正かつ適切な介護サービスを提供し、高齢者介護の充実、自立生活の援助、心身機能の維持向上を図る。

併せて介護保険の基本理念である「自立支援」を実現するとともに、家族等の身体的・精神的負担の軽減を図る。

また、地域福祉の増進にも寄与するものである。

## 2. 施設運営方針

法人が掲げる経営理念・経営方針及び経営目標の具現化を図るため、次のとおり施設の運営方針を定める。

### 【運営方針】

- ・関係法令を遵守する。
- ・地域に開かれた福祉サービスの拠点としての役割を果たす。
- ・利用者の目線に立ったサービスの提供に努める。
- ・利用者及び家族との信頼関係の確立に努める。
- ・利用者の自立性の尊重と人権の擁護に努める。
- ・残存能力の活用を基本とした自立援助に努める。
- ・福祉サービスのプロとしての自覚を持ち研鑽に努める。
- ・事故の未然防止と安全管理の徹底に努める。

## 3. 本年度重点目標

### (1) 施設利用者数及び稼働率の目標とその達成に向けて

通所介護は29人(稼働率72.5%)、認知症対応型通所介護は7.5人(稼働率62.5%)を目標とする。

#### ①職員の資質の向上と実践

職員一人ひとりが職務意識と知識や技術力を高めるとともに、組織的な職員集団として、利用者及び利用者家族からのニーズに的確かつ迅速、果敢に応えるサービスを提供する施設とする。

なお、職員が専門的な資格や技能を取得するために、積極的に支援する。

- ・職員一人ひとりがスキルアップしプロ集団となる。
- ・お客様個々に応じたサービスを迅速かつ適切に提供する。
- ・安全でかつ快適なサービスの提供とする。（「安全」「丁寧」「真心」）
- ・お客様の笑顔があふれる明るい施設とする。  
（「えがおをつくる おもてなし」）

## ②施設利用者の開拓

- ・一日あたりの入浴利用者定員（午後入浴を含め）を 30 人とする。
- ・送迎エリアの拡大を図る。（西日暮里・荒川・町屋地域周辺）
- ・認知症対応型の受入れ拡大を図る。（個に応じた介護ケアの実施）
- ・利用者家族及び事業者への施設 PR を促進する。

## （2）健全な経営状況の確保

### ①職員の適正配置

- ・法令に則った職員数の配置を遵守する。
- ・利用者の安全の確保と介護サービスの質の向上を図る。

### ②介護報酬における各種加算の取得

- ・利用者へのより良い介護サービスの提供を図るとともに、次の加算の取得・利用者数の拡張を進める。  
昨年度取得した「口腔機能向上加算」の対象者増を図るとともに、「認知症受入加算」や「個別機能訓練加算」の取得に努める。

## 4. 定員等施設概要と介護サービス

### （1）施設定員（1日あたり）

内 訳	通所介護	認知症対応型 通所介護	介護予防・日常生活支援 総合事業 (通所介護の再掲)
	40	12	10

### （2）職員体制

（指定通所介護・予防）

内 訳	管理者	生活相談員	看護職	介護職	機能訓練指導員 (看護師)
	1	2	2 (2)	8 (5)	2 (2)
	栄養士	調理員	事務員	運転手	合計
	1	6 (6)	1	4 (4)	27 (19)

(認知症対応型通所介護・予防)

内 訳	管理者	生活相談員	看護職	介護職	機能訓練指導員 (看護師)
	1	2	2 (2)	4 (1)	2 (2)
	栄養士	調理員	事務員	運転手	合計
	1	6 (6)	1	4 (4)	23 (15)

※ ( ) 内非常勤職員・再掲

※機能訓練指導員・栄養士・調理員・事務員・運転手については指定通所介護（予防）及び認知症対応型通所介護（予防）との兼務  
また、生活相談員は、一部の介護職及び事務員が兼務

(3) サービス提供日

月曜日～土曜日の週6日とする。(日曜日を除き、祝日及び年末年始にサービスを提供する日もある。)

(4) サービス提供時間

8時45分から17時15分を基本とする。

(5) 通所介護（予防）・認知症対応型通所介護（予防）

①通所介護（予防）事業の実施に当たっては、利用者のADL（日常生活動作）の改善、健康保持の指導などを行うとともに、社会交流の促進・心身機能の維持向上を図り自立した生きがいのある生活が過ごせるよう支援する。また、認知症対応型通所介護（予防）事業の実施に当たっては、社会交流を促進し、規則的な生活リズムをつくる場の提供と身体的支援を行い家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

②脳血管性障害後遺症や医療終了後の機能訓練を要するなど、身体機能に障がいがある高齢者の機能の維持・回復訓練を行う。また、看護師及び介護職員と連携し、関節可動域訓練、拘縮予防、バランス訓練、歩行、立ち上がり訓練等を通じ、残存能力の維持向上・減退防止に努める。

なお、余暇活動において、レクリエーションゲームの他に、塗り絵・折り紙・間違い探しパズル絵・カラオケ・オセロ・将棋・麻雀などを利用者の希望に応じてそれぞれ取り組み楽しんでいる。

③送迎サービス

リフト付きワゴン車や軽自動車による安全な送迎を実施する。また、施設見学等のご利用者様には適時個別送迎を行う。

[お迎え便（基本）] 1便 8：35 出発 → 施設到着 9：00  
2便 9：05 出発 → 施設到着 9：30  
3便 9：35 出発 → 施設到着 10：00

[お送り便（基本）] 早便15：35 出発  
1便16：00 または 16：15 出発  
2便16：45 出発  
3便17：15 出発

※利用者の施設利用時間に応じて個別送迎を実施している。

※利用者の乗車人数等により、施設到着または出発時刻が変更となる場合がある。

#### ④入浴サービス

入浴サービスの実施に当たっては、バイタルチェックを徹底し、リフト浴・短浴（時間短縮）・二人介助・足浴など ADL（日常生活動作）に合わせた安全な入浴の実施に努めるとともに、利用者や家族の要望、介護支援専門員の計画を反映した 1 か月の入浴予定者名簿を作成し、快適な入浴を計画的に実施する。また、プライバシーに配慮した入浴を実施する。

#### ⑤食事サービス

栄養士のもと、安全・安心そして季節感あふれる手作りの食事の提供に努める。

また、利用者の身体状況に配慮した低栄養状態を改善する食事、身体機能の向上につながる栄養バランスのとれた食事の提供をはじめ、お赤飯や行事食、季節にあった食事など飽きのこない食事及び利用者の希望を尊重したセレクトメニューの提供など魅力ある食事を毎月提供できるよう努める。

さらに、利用者の方々に食事時間を楽しく過ごしていただけるよう、盛り付けの工夫や BGM を流すなど食が進む環境の整備にも努める。

なお、食事に対する意見や要望を聴取する場として、利用者家族に対して毎年実施している「試食会・懇談会」を本年度も引き続き実施し、さらなる食事サービスの改善の参考に資するとともに、食中毒等の予防対策として、徹底した衛生管理体制の確立にも努める。

### 5. 地域における介護サービス施設としての取り組み

#### (1) さらなる介護予防サービスへの取り組み

平成 24 年 4 月の介護保険制度の見直しにおいて、重要な介護予防サービスとして位置づけられた「運動器の機能向上」「口腔機能向上」「栄養改善」等のサービスを重点的に継続実施する。

荒川区において、介護予防に効果的として全区規模で取り組む、筋力トレーニング、運動器の機能向上を目的とした「セラバン体操」「ころばん体操」「ばん座位体操」等を実施するなど、介護予防を目的とした安心して行える体操を実施する。

また、誤嚥防止等を目的とした「嚥下体操」や口腔ケアにも取り組むとともに、荒川区が実施する「介護予防・日常生活支援総合事業（来食サービス事業）」及び「いきいきボランティア事業」にも積極的に取り組む。

#### ①「介護予防・日常生活支援総合事業（来食サービス事業）」の実施

荒川区は、平成 18 年度より、介護予防事業の取り組みとして「特定高齢者」を対象とした「おげんきランチ」事業をスタートした。平成 31 年度からは、短期集中予防サービスとして名称を「食・動クラブつる」（毎週木曜日）と変更し、さらに令和 2 年度から「かめ」（毎週火曜日）も加え本事業を年間各 48 回にわたり実施している。

なお、この事業によって、地域包括支援センターとの連携強化、介護予防、引きこもりの防止、低栄養の予防などに引き続き努める。

#### ②「ふれあい粋・活サロン」事業への協力

上述の「おげんきランチ」や「食・動クラブ」を修了した高齢者を対象に、荒川区社会福祉協議会が「ふれあい粋・活サロン」事業を通して介護予防や孤立・閉じこもりを防止などの目的で事業推進している。平成 28 年 11 月から、「花はなクラブ」として、当施設の 1 階で事業がスタートしたが、参加人数や新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、現在、会場の貸し出しを見合わせている事業の再開に向け努める。

#### ③「いきいきボランティア」事業への協力

荒川区は、平成 23 年度より、介護予防事業の一つとして「いきいきボランティア」制度をスタートした。事業開始時よりボランティア受け入れ施設として登録しているが、新型コロナウイルスの感染を予防するため、令和 2 年 2 月から休止していたボランティア受け入れについて、本年度から状況に応じて実施する。

### (2) 利用者サービス向上への取り組み

①本事業所は設立当初から 2～3 年に一度の割合で、昨年度も福祉サービス第三者評価を受審し、さらなる利用者サービスの向上に努める。

また、介護保険法に基づく「介護サービス情報の公表」に対する適切な情報提供も実施する。

②利用者及び利用者家族から、本事業所が提供する各種支援について、忌憚のない意見や要望をいただける信頼関係の構築と、苦情や要望を速やかに解決する態勢の確立に努める。また、苦情・意見箱の設置、施設内にお

ける苦情等申出についての案内、第三者委員会設置等に係る周知の徹底にも努める。

③利用者の安全・安心の確保と事故の未然防止の徹底に努めるとともに、サービス内容の不断の見直しと実践に役立つマニュアルの整備に努める。

- ・業務基本マニュアル
- ・送迎車両安全マニュアル
- ・看護師業務マニュアル
- ・感染症等対策マニュアル
- ・デイサービス業務マニュアル（入浴・移動・排泄・食事等）
- ・徘徊等利用者対応マニュアル
- ・認知症ケアマニュアル
- ・身体拘束排除マニュアル
- ・問題解決に関する実施要綱
- ・給食調理衛生管理マニュアル
- ・新規利用者受入手順マニュアル
- ・災害予防等に関する計画
- ・BCP（事業継続計画）

など一部掲載

④家族介護者教室

当施設の利用者家族などを対象に、介護技術や知識をはじめ高齢者の特性、食生活などをテーマとした「家族介護者教室」を開催する。

本教室では、介護福祉士による負担の少ない介助の実践、排泄介助の際のオムツの当て方などの体験学習や高齢者介護に関する課題、高齢者に対する家族の関わり方や健康維持、悩みごとの相談など介護全般にわたって意見交換する場も設定し、各々が抱える問題の解決に努める。

また、家族介護者教室の実施に当たっては、プログラムの多様化を図るとともに、外部からの人材（転倒予防・フットケア・口腔ケア等）を積極的に招致するなどその内容の充実に努める。

さらに、施設内のポスター掲示をはじめ当施設のホームページや情報誌「かんかん森通信」、「あらかわ区報」などを活用し、当施設が高齢者介護についての様々な技術や情報を提供する地域の高齢者福祉の拠点としての役割をPRする。

[令和5年度家族介護者教室（予定）]

内 容	対 象	内 容	対 象
栄養改善講習会・給食試食会	家族・地域・事業者	「熱中症予防」講習会	家族・地域・事業者
血圧と日常生活の関係	家族	「衣類の着脱介助」	家族・地域
通所介護家族懇談会	家族	「排泄介助」	家族・地域
「笑いヨガ」健康教室	家族・地域	「薬の話」講習会	家族・地域
転倒予防体操	家族・地域	「食中毒予防」	家族・地域
感染予防講習会	家族・地域	認知症サポーター養成講座	家族・地域・事業者

⑤利用者の健康管理・安全対策

- ・利用者の健康チェックを徹底し、状態変化の早期発見に努める。  
また、緊急時対応が迅速・的確に行える体制を確立する。
- ・送迎及び施設内活動の安全確認を徹底し、事故の未然防止と安全・安心な施設の管理運営体制の構築に努める。
- ・感染症予防等衛生管理体制の構築に努める。
- ・生活環境の安全確保に万全を期す。

6. その他の取り組み

(1) 家族・地域との交流

- ①「笑顔」でのおもてなしに努め、日頃の会話や送迎時の挨拶をはじめ、連絡帳等を活用し、利用者及び利用者家族との信頼関係を確立する。
- ②地域交流を推進するため、地域の学童クラブ、保育園及びボランティア活動団体等と次の取り組みを実施する。
  - ・当施設と学童クラブや近隣の保育園などで実施する七夕まつり、敬老会、ハロウィン、運動会、クリスマス会などの事業を通じ相互交流を実施する。
  - ・当施設で実施する敬老会、音楽鑑賞会、在宅マッサージ体験、介護者教室、朗読劇などの行事に、地域のボランティアの方々の活動について、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら受け入れる。
- ③地域に開かれた福祉サービスの拠点としての役割を果たすため、「教員免許法の特例による社会福祉施設における介護等体験事業」・荒川区立中学校の勤労留学（職業体験学習）等を積極的に受け入れ、福祉資源の還元に努める。

④家族や地域の方々が気軽に参加できる交流イベントを引き続き実施する。本年度も「地域ふれあいまつり」（日程未定）として、施設見学会、給食試食会、介護予防運動などを実施し、東日暮里地域の住民の皆様に参加の機会を作り、地域に開かれた福祉サービスの拠点を認識していただき、家族や近隣の方々との交流を深める。

## （2）広報活動

### ①「かんかん森通信」・施設の月間予定表・チラシ（施設案内）の発行

毎月、「かんかん森通信」「空き状況のお知らせ」を発行し、行事案内・報告や時々の地域の話題、利用者の活動状況を掲載するなど多様な情報を提供する。

また、利用者家族から好評の施設年間主要行事（新年会・花見・バスハイク・夏祭り・敬老会等）での利用者の活動状況の写真配布を本年度も実施する。

さらに、施設の活動状況をより広く周知するため、居宅支援事業所等のデイサービス関係機関に「かんかん森通信」、チラシを配布し広報活動を積極的に展開する。

### ②ホームページの充実

ホームページを通して施設の概要や利用案内、センターでの活動状況や地域情報を提供し、さらなる内容充実に向けた取り組みを実施する。

## （3）個人情報保護への取り組み

個人情報の保護については、関係法令の遵守と個人情報保護規程に基づき、管理の適正化に努める。また、施設利用時には、個人情報の利用目的を予め周知し、契約締結時には「個人情報の使用に係る同意書」を得るなど万全な対応に努める。

## （4）業務の適正執行へ向けた取り組み

### ①各種会議・打合わせの開催

- ・本部施設長会           ： 月 1 回
- ・施設内職員会議       ： 月 1 回（経営会議、給食会議を含む）
- ・デイ会議               ： 必要に応じて
- ・ケース会議             ： 随時
- ・職種別打合せ         ： 適時（介護・看護・給食・送迎等）
- ・全体ミーティング     ： 毎日（朝礼時）
- ・スタッフ打合せ         ： 毎日（午後 2 時）

### ②職員の健康管理

- ・職員健診：（身長、体重、視力、血液検査、検尿、胸部レントゲン、胃部検査、心電図）など（全職員）
- ・腰痛検査：年 2 回の検査実施（介護職・看護職）



- ・定期検査：毎月の検便（栄養士・調理員）
- ・インフルエンザ予防接種：（全職員）

### ③年次有給休暇の計画的取得

年次有給休暇については働き方改革を念頭に、予め作成する勤務表に記載し、計画的付与を含めた取得の促進を実施する。

### ④各種研修等の開催

施設内研修については、「年間研修計画」を策定し、組織・利用者サービス・接遇・事故防止など多方面にわたる研修を実施する。

また、外部派遣研修においては、「リスクマネジメント研修」「感染症対策」「虐待予防」などの研修へ積極的に参加受講する。特に全介護職員が「認知症」基礎研修を受講するよう努める。

さらに、他施設との交流研修を実施し、介護技術と職員の資質向上及び意識の高揚を図る。

令和5年度施設内研修計画（予定）		
実施時期	研修内容	目標（視点）
採用時	・新人研修、接遇	・施設概況、守秘義務、運営理念、職員倫理、利用者へのサービス（職場内研修）
通年	・施設運営理念、職員倫理 ・個人情報等 ・苦情等の対応	・コスト意識、理念倫理等の徹底、守秘義務、運営方針、サービス意識の向上等
	・高齢者虐待防止 ・身体拘束防止	・職員としての責務、尊厳の保持
	・食中毒の予防・危機管理について	・感染性胃腸炎、ノロウイルス等の予防対策
	・認知症について	・認知症の理解と対応 ・介護技術
	・感染症予防	・インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の予防対策
	・危機管理について ・AED講習等	・緊急時の対応 ・防災・避難消火訓練

## （5）防災対策

防災対策の一環として、当施設の消防計画に基づき、防災・避難消火訓練（消火器・消火栓の操作訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、災害時の家族

への引渡し方法の確認、AED 操作訓練等) を年 2 回実施する。

なお、当施設が災害時における福祉避難所に位置づけられていることから、非常食及び非常物資の備蓄を確保する。

【令和 5 年度防災・避難消火訓練実施計画】

区 分	実施時期	実 施 内 容 等
第 1 回	9 月	通報・避難誘導・消火訓練等
第 2 回	3 月	上記訓練及び AED 操作訓練等
その他定期的な避難経路の障害物等の撤去確認等実施		

(6) 新型コロナウイルス感染症への対策

我が国においても令和 2 年 2 月頃から新型コロナウイルスの感染が危惧され、政府はその感染防止の徹底に努める状況となった。当施設としても事業継続に向け全力を傾注する姿勢を利用者・家族や関係者あてに示すとともに、感染防止策の徹底に努め、利用者をはじめ、職員の安全安心を確保していく。

- ①利用者・家族へ家庭内での衛生管理・体調管理の協力依頼
- ②施設利用時の体温管理とマスクの着用を依頼
- ③施設内でのバイタルチェックの徹底
- ④施設内での手洗いや消毒の徹底
- ⑤送迎車両の車内の消毒（運行終了時）
- ⑥デイルーム、食堂などテーブル・椅子・トイレなどの消毒
- ⑦テーブル上に唾液等飛沫防止用衝立の設置
- ⑧加湿空気清浄機の設置（4 台設置済み）
- ⑨館内、特にデイルームの窓開放と換気の励行
- ⑩オゾン発生（殺菌）装置の設置（2 台設置済み）
- ⑪外来者の入館抑制とデイルーム入室者の名前チェックと体温測定
- ⑫利用者・職員・外来者向けに手指の消毒液を随所に配置
- ⑬職員の休憩や昼食時の分散及びソーシャルディスタンスの実施
- ⑭行政の指示による職員の PCR 検査受診（令和 3 年 2 月受診済み）
- ⑮発熱利用者への対処マニュアルの整備  
（隔離室の確保、防護衣・フェイスシールド・ゴム手袋等の備蓄）
- ⑯近隣高齢者施設の発生状況の把握と施設利用者への影響の確認チェック

令和5年度 年間主要行事（予定）

	行 事	制 作
4月	花 見（体力測定）	こいのぼり
5月	おやつ作り（体力測定）	季節の装飾 （壁飾り）
6月	鑑 賞 会（体力測定）	七夕飾制作
7月	七夕祭り（体力測定）	夏祭り飾り
8月	夏 祭 り（体力測定）	敬老会装飾
9月	敬 老 会（体力測定）	個別の制作
10月	スポーツ大会（体力測定）	共同の制作
11月	映画鑑賞（体力測定）	クリスマス装飾
12月	お楽しみ会（体力測定）	カレンダー制作
1月	新 年 会（体力測定）	節分の飾り
2月	節 分（体力測定）	雛祭り飾り
3月	雛 祭 り（体力測定）	桜の花飾り

- \*毎日 介護予防プログラムとして「せらばん体操・ころばん体操」を実施
- \*毎日 口腔機能向上プログラムとして「嚥下体操」を食事前に実施
- \*毎月 誕生日会、書道（書写）、カラオケを実施
- \*毎月 選択プログラム（ぬり絵・折り紙・麻雀・オセロ・トランプ・百人一首など）を実施
- \*隔月・不定期 大正琴「フラワーシスターズ」の演奏会、ボランティア「モンブラン」（ギターとマンドリン）、「澤田一門」（津軽三味線）などによる演奏会を実施予定

